

青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会会則（以下「会則」という。）第14条第2項の規程に基づき、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(設置)

第2条 事務局は、黒石市教育委員会文化スポーツ課内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局次長補佐
- (4) 事務局員

2 前項の職員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局に出納員を置く。

4 第1項に定める職員のほか、必要に応じ、事務局に黒石市職員以外の者を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督するものとし、会長が民法（明治29年法律第89号）第108条に規定する双方代理の禁止規定に抵触する契約の締結、または負担金の請求及び受領等をしようとするときは、その職務を委任する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

3 事務局次長補佐は、上司の命を受け、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

4 事務局員は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

第3章 事務の専決等

(事務局長の専決事項)

第6条 事務局長は、次の各号に掲げる事項について専決する。

- (1) 実行委員会の事業の実施について、重要な事項に関する事。
- (2) この規程の軽微な改正に関する事。
- (3) 事務局次長の服務に関する事。

2 事務局長は、前項の規定に定めがないものであっても、その内容により専決をすることが適当であると認められるものについては、専決することができる。

3 事務局長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を速やかに会長に報告しなければならない。

(事務局次長の専決事項)

第7条 事務局次長は、次の各号に掲げる事項について専決する。

- (1) 実行委員会の通常の事業の実施に関する事。
- (2) 照会、回答、申請、届出、報告等(事務局次長補佐専決事項を除く。)に関する事。
- (3) 事務局次長補佐の服務に関する事。
- (4) 事務局員の服務に関する事。

(代決)

第8条 決裁権者不在のときは、別表第2に掲げる区分に従い同表に定める者がその事務を代行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ事務局長が処理方針を指示した事項については、この限りでない。

3 第1項の規定により代決した者は、代決した事項のうち必要と認められるものについては、速やかに決裁権者に報告しなければならない。

第4章 文書の取扱い

(記号及び番号)

第9条 施行する文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は、「黒国ス実」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(編さん及び保存)

第10条 施行を完了した文書は、事務局において編さんし、保存しなければならない。

(文書の取扱い)

第11条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、黒石市教育委員会文書取

扱規程（昭和35年8月3日教育委員会訓令第1号。以下、「文書取扱規程」という。）の例による。

第5章 公印

（公印）

第12条 事務局が使用する公印の種類は、別表第3のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長の指定する職員が管理する。

（公印の取扱い）

第13条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、黒石市教育委員会公印規則（平成19年5月11日教育委員会規則第16号。以下、「公印規則」という。）の例による。

第6章 服務及び財務

（服務）

第14条 職員の服務は、黒石市職員服務規程（昭和58年3月28日訓令第6号。以下、「服務規程」という。）の例による。

2 臨時的に任用する職員の服務等については、黒石市教育委員会会計年度任用職員任用規則（令和4年3月30日教育委員会規則第1号）の例による。

（旅費）

第15条 職員の旅費の額及び支給方法は、黒石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成5年3月19日条例第3号）の例による。

（費用弁償）

第16条 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、総会及び常任委員会の出席に要する経費については、この限りでない。

2 前項の規定による旅費の額及び支給方法は、前条の規定を準用する。

（予算）

第17条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第18条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第19条 第4条第3項に規定する出納員には、事務局次長補佐をもって充てる。

（金融機関の指定）

第20条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（その他財務に関する取扱い）

第21条 第17条から第20条までに定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、黒石市会計規則（平成29年5月2日規則第24号）その他の黒石市の財務・事務に関する規則等の例による。

第7章 補則

（委任）

第22条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

（附則）

この規程は、令和4年7月28日から施行する。

（附則）

この規程は、令和5年1月20日から施行する。

（附則）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職 名	充 て る 職
事 務 局 長	黒石市教育委員会教育部長
事 務 局 次 長	黒石市教育委員会文化スポーツ課長
事務局次長補佐	黒石市教育委員会文化スポーツ課長補佐
事 務 局 員	黒石市教育委員会文化スポーツ課員

別表第2（第8条関係）

決 裁 区 分	第 1 順 位 者	第 2 順 位 者
会 長	事 務 局 長	事 務 局 次 長
事 務 局 長	事 務 局 次 長	事務局次長補佐
事 務 局 次 長	事務局次長補佐	

別表第3（第12条関係）

公印の種類	寸 法	字 体
青の煌めき あおり国スポ 黒石市実行委 員会会長之印	正方形 24mm×24mm	隸書体
青の煌めきあお もり国スポ黒石市 実行委員会常任 委員会委員長之印	正方形 24mm×24mm	隸書体
青の煌めき あおり国スポ 黒石市実行委員 会事務局長之印	正方形 24mm×24mm	隸書体